

(質問第九十一号) 昭和二十二年十月十五日配付

米價決定におけるバリテイ計算に関する質問主意書
右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月十四日

参議院議長 松平恒雄殿

三

好

始

米價決定におけるパリティ計算に関する質問主意書

本年産米價はパリティ計算で決められることになつてゐるが、現下の米價問題の重点は、米價をパリティ計算で決めるか、生産費計算で決めるかにあるのではない。パリティ計算における農家買入れ品目の数や、そのウエイトのつけ方にあるのでもない。むしろ、供出制に伴う米價の固定性——くわしく言えば一定期間内に一定米價で供出すること——が、インフレ昂進の経済状態の下において、農家経済に與える影響にあると考えてよい。

「パリティ計算によると、從來のように、農産物が工業製品より割安になるという價格の不つり合いがなくなる」と考へるのは皮相の見解である。價格の均衡は、單に計算当時の均衡に過ぎない。農家の買入れ品目が、計算当時より値上がりになれば、固定されている米價で供出し、その代金をもつて一年間を通じて經營及び家計用品を購入せねばならぬ農家にとつては、実質上價格の不均衡となるのは言うまでもない。

そこで、バリティ計算による米價決定に関し、次の質問をしたい。

一、昭和二十一年産の米價は、農家の經營及び家計用品三十二品目につき、基準年度に対する昭和二十一年七月における加重平均指數を出し、これと基準年度の平均米價二千八四四十八錢を根拠にして、五百五十四(計算上は五百五十八四)と決定せられた。五百五十四の米價は年度中固定的であるが、三十二品目の商品はその後値上りになつてゐる筈である。此の場合、仮りに昭和二十二年一月、五月、九月の各期をとつて、バリティ計算した場合、米價は夫々いくらになるかを示していただきたい。

二、若し農家購入品の値上りにより、米價決定当時の價格均衡がなんの意味もなくなる結果になれば、パリティ計算によつて決定される米價を、生産農家は、理論的に妥当なものとして納得することはできない。政府はインフレ昂進による均衡價格の破綻に対し、なにをもつて農家經濟を保障せんとするかを明らかにしもらいたい。

三、出來秋の供出代金をもつて、年度中の家計及び再生產を支えて行かねばならぬ農家は、購入品値上り

に対する自救手段として、供出を控え日にして余剰食糧を手持し、これを横流しせざるを得ない事情も考えられる。かくして供出問題は單に割当の技術問題を超えた深刻な経済問題である。然して問題の根本的解決は、單に農業政策の分野に委ねらるべき性質のものではなくて、綜合的な経済全般に関する政策として取上ぐべきものである。政府は供出制度並に現実の供出割当及び供出價格決定に當り、右の事情を充分考慮し、施策の上にそれを反映する意思があるかどうかを承りたい。

四、パリティ計算の基礎となる農家購入品の價格算定に當り、公定價格を探るものとすれば、完全供出を建前とする限り、政府は公定價格で農家購入品を必要量だけ配給する責任があると考えるが、見解如何。